

ID: 1292

担当部署: 町民課

処分の概要	特別療養証明書の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p><b>【基準】</b>                  省令第28条第6項の規定による。                  (特別療養給付の申請)                  第28条                  6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、よごし、又は失つたときは、ただちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日